



2024年11月18日

各位

会社名 日本山村硝子株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 山村 幸治
(コード番号 5210 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員 コーポレート本部長 井料田 保二
(TEL 06-4300-6000)

「株式付与E S O P信託」導入に関するお知らせ

当社は、2024年11月18日開催の取締役会において、下記のとおり、当社および当社グループ会社の従業員（以下「従業員」といいます。）を対象とした従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入について

- (1) 当社は、2024年5月15日に公表いたしました『「2024年3月期-2026年3月期 中期経営計画の積極的見直しおよび資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の策定について』において、収益性強化や資本効率の向上を図ることで成長に向けた事業基盤の整備に取り組み、持続的に企業価値を向上させることにより、中長期的にROE8.0%以上を目標としたグループ経営ビジョンを掲げております。

「100年先も必要とされる会社」を目指す中で、従業員の経営参画意識を醸成させることにより、当社グループの持続的な企業価値の向上に繋げることを目的に、従業員が誇りをもって働き続けたいと思える会社づくりにおける「人的資本投資」の一環として本制度を導入します。

- (2) 本制度では、株式付与E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「E S O P信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。

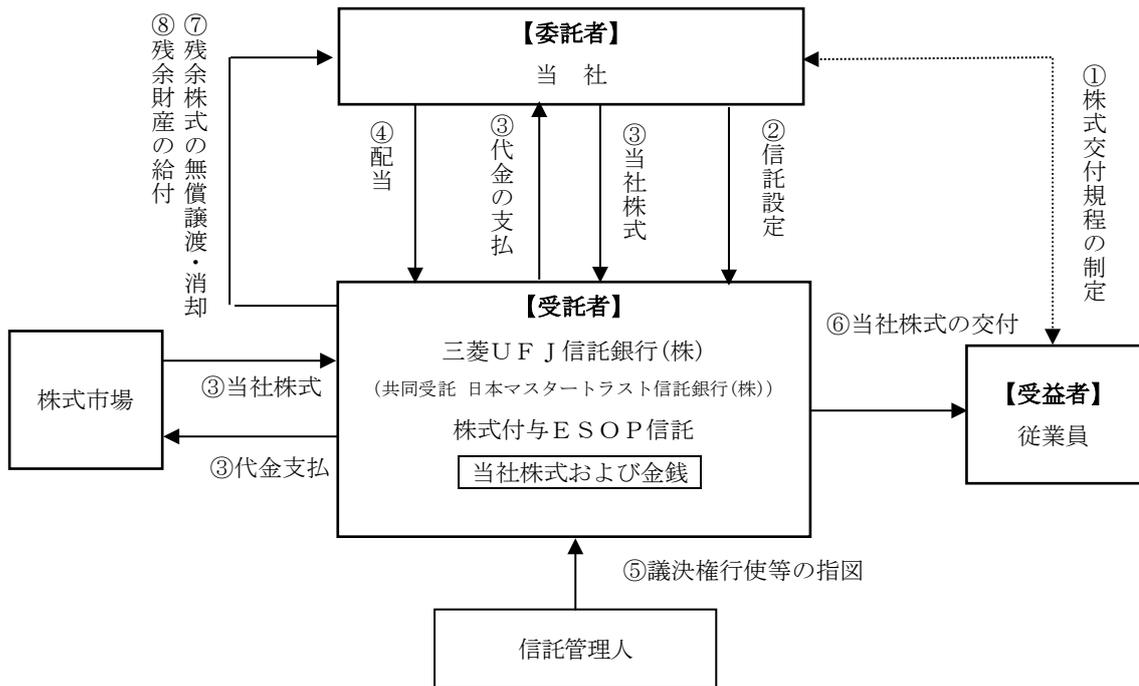
従業員インセンティブ・プランとしてE S O P信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する従業員に交付するものです。

- (3) E S O P信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

また、E S O P信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

(※) 本制度の導入に伴い、現在当社が保有する自己株式934,582株(2024年9月30日現在)のうち、477,500株(783百万円)をE S O P信託に対して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、別途、本日付開示しております「第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に際して株式交付規程を制定します。
- ② 当社は金銭を拠出し、受益者要件を充足する従業員を受益者とするESOP信託を設定します。
- ③ ESOP信託は、信託管理人の指図に従い、②で拠出された金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。
- ④ ESOP信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑤ ESOP信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ESOP信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥ 株式交付規程に従い、一定の要件を充足する従業員に対して、当社株式が交付されます。
- ⑦ 信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度としてESOP信託を継続利用するか、ESOP信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑧ 信託期間満了時に生じたESOP信託内の当社株式にかかる配当金の残余は、ESOP信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了によりESOP信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、受益者に分配する予定です。

(注) 信託期間中、ESOP信託内の株式数に不足が生じる可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、ESOP信託に追加で金銭を信託することがあります。

【ご参考】

●信託契約の内容

- | | |
|--------------|--|
| (1) 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (2) 信託の目的 | 従業員に対するインセンティブの付与 |
| (3) 委託者 | 当社 |
| (4) 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| (5) 受益者 | 従業員のうち、受益者要件を充足する者 |
| (6) 信託管理人 | 当社および当社グループと利害関係のない第三者（公認会計士） |
| (7) 信託契約日 | 2024年12月5日（予定） |
| (8) 信託の期間 | 2024年12月5日～2029年8月31日（予定） |
| (9) 制度開始日 | 2024年12月5日（予定） |
| (10) 議決権行使 | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使いたします。 |
| (11) 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| (12) 取得株式の総額 | 783百万円 |
| (13) 株式の取得方法 | 株式市場または当社自己株式の第三者割当により取得 |

以 上